

第4期雲南市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 平成25年3月21日(木) 13:30~16:05

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(33名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	22番 藤原克巳
23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子	27番 藤原修至
28番 高田 耕	29番 加藤一郎	31番 石橋義明	32番 武田京子
33番 周藤寛洲	34番 橋本 博	35番 陶山直利	36番 勝部有二
37番 板持 庸			

4. 欠席委員(4名) 9番 高島幹雄 21番 山本博子 26番 小田久義
30番 廣澤幸博

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 景山修二
主 幹 菊地隆克 副主幹 山中亜希子
農林振興課 内田和巳

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第124号 雲南市農業再生協議会総会委員の選出について
- ・議第125号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- ・議第126号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- ・議第127号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第128号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第129号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第130号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議題132号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今から平成25年第21回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は33名であります。欠席委員は9番高島委員、21番山本委員、26番小田委員、30番廣澤委員から欠席届が出ております。 雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第21回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、5番宇都宮委員、6番日野委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地の利用状況調査結果報告について ・平成24年度農業委員会活動の点検・評価及び平成25年度活動計画について ・平成25年度雲南市標準農作業料金検討協議会委員（委託農家の代表・受託農家の代表）の選出について ・平成24年度農業委員活動記録カードの提出について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>それでは最初に、「議第124号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第124号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」であります。</p> <p>農林振興課から雲南市農業再生協議会総会委員の選出につきまして、依頼がございました。委員の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2か年です。現在は、平成23年7月20日から平成25年3月31日までの任期でして、板持会長にお出かけいただいております。ご審議のほどお願いします。</p>
29番	<p>運営委員会で協議したところですが、人事案件であります議第124号、議第125号、議題126号につきましては、農業委員の任期期間中は特段の事情がない限り現在の委員に引き続きお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明及び運営委員長から提案がありましたが、質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いします。</p>
1番	<p>運営委員長から提案がありましたように、この前の人事案件もこのような話できておりますので、現在の委員に引き続きお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第124号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」は、会長板持庸を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第124号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」は、会長板持庸を選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第125号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第125号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」であります。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	委員の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2か年です。現在は、平成23年7月20日から平成25年3月31日までの任期でして、大東町が渡部満憲委員、加茂町が日野一夫委員、木次町が杉山正美委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が竹内勉委員、掛合町が白築剛委員です。先ほどの議題124号で運営委員長から提案がありましたように、現在の委員に引き続きお願いし再任いただければと考えます。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今、事務局から説明及び提案がありました。質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いします。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第125号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」は、大東町が渡部満憲委員、加茂町が日野一夫委員、木次町が杉山正美委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が竹内勉委員、掛合町が白築剛委員を選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第125号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」は、大東町が渡部満憲委員、加茂町が日野一夫委員、木次町が杉山正美委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が竹内勉委員、掛合町が白築剛委員を選出することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第126号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。「議第126号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」であります。 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1か年です。現在は、平成24年4月1日から平成25年3月31日の間でした。昨年も申し上げましたように「雲南市耕作放棄地対策協議会」は「雲南市農業再生協議会」へ吸収される方向で、内容、財産処分及び合併時期等につきまして、現在、事務局の市農林振興課と県等の間で調整中であります。

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>現在の委員ですが、会長、会長職務代理者、及び地域農業対策委員会から各町で1名を選出いただいております。但し、委員長・副委員長を含む他の4町から選出いただき、8名の方にお出かけいただいております。選出委員は、会長職が板持庸会長、職務代理者職が勝部有二会長職務代理者、大東町が永井尚二委員、加茂町が内部武雄委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が川上蘆求委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原克巳委員にお出かけいただいております。先ほどの議題124号で運営委員長から提案がありましたように、現在の委員に引き続きお願いし再任いただければと考えます。ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明及び提案がありましたが、質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第126号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、会長職が板持庸会長、職務代理者職が勝部有二会長職務代理者、大東町が永井尚二委員、加茂町が内部武雄委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が川上蘆求委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原克巳委員を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第126号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、会長職が板持庸会長、職務代理者職が勝部有二会長職務代理者、大東町が永井尚二委員、加茂町が内部武雄委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が川上蘆求委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原克巳委員を選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第127号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、○番○○委員にはご退席願います。</p> <p>(○○委員 退席)</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第127号農地法第2条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、○○町○○△△-△、地目は登記簿田・現況原野で、農用地区域内です。面積は1,030㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○、□□□□さん、非農地の事由は、「農地への復元が困難であるため、非農地として証明を受け、山林に地目変更したい」</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>ということです。平成25年3月8日に現地調査を行いまして、確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>□□□□さんが土地を所有し登記簿田・現況原野となっておりますが、もとは何かに使用されていたのですか。</p>
3 3 番	<p>40年前に、□□□□さんが山林を桑園として整備されまして、その中に田もありました。数年、桑園として利用されましたが、事情により止められた経緯があります。申請地は山林・原野化しており、農地としては利用せずに山林として処分したいと考えておられます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第127号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第127号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。 〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議第128号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>11ページをご覧ください。「議第128号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は2,851㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「仕事の都合で耕作が困難になったため、譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり40,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は912㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり13,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外7筆、地目は登記簿・現況とも田で農用地区域内が6筆、面積は8,361㎡、登記簿・現況とも田で農用地区域外が1筆、面積は1,251㎡、登記簿・現況とも畑が1筆で面積は153㎡、8筆合計9,765㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農業者年金を受給するため、農地を子に貸し出す」ということです。借受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。賃料は無償で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請書番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で農用地区域内、面積は1201㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、10アール当たり1,400,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆で面積は3,689㎡、登記簿・現況とも畑が1筆で面積は423㎡、全て農用地区域内で4筆合計4,112㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、10アール当たり200,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆で面積は471㎡、登記簿・現況とも畑が1筆で面積は457㎡、いずれも農用地区域内で面積は2筆合計928㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「仕事の都合で農業経営が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は、〇〇△△-△は10アール当たり390,000円、〇〇△△-△は10アール当たり480,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上6件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上6件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第128号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第128号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第129号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>15ページをご覧ください。「議第129号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は380㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画4台分の造成と農機具庫1棟を建築されます。転用理由は、「現在、家族用・来客用の駐車場がないため、申請地を整備し、駐車場4台分の用地として使用したい。併せて、農機具倉庫1棟を建築し、残地は庭として使用したい」ということです。農機具庫につきましては、先ほどの諸報告の4ページの農業用施設用地転用届でも受理しておりますのでご承知おきください。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在所有する墓地が山の頂上付近にあり、墓道が軟弱、勾配が急なため墓参等大変不便であることから、自宅に近い申請地に改葬、移設し管理したい」ということです。農用地区域外で確認は鳥谷委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿畑、現況山林、面積は213㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は植林で杉60本を植えられます。転用理由は、「申請地は自宅から遠方であり、水利状況も悪く、畑として耕作することが困難な状況にあるので、杉60本を植林し、山林として管理したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和60年頃、杉を植林した」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は21㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で庭用地として造成されます。転用理由は、「申請地を庭用地として花木を植栽したい」ということです。農用地区域外で確認は内部委員です。申請に係る農地からおおむね300m以内にJR〇〇駅がございますので第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は、山中にあり参拝するの道は険しく、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。農用地区域外で確認は廣澤委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号6番ですが、議案書の農地種別と許可条項を間違えて記載しておりました。正しい物は、お手元に配布させていただきましたのでそちらをご覧ください。大変、申し訳ありませんでした。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田、現況畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は「規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>以上6件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
29番	<p>申請番号3番について、事務局から説明があったとおりですが、図面の37、38ページにありますように植林されました杉が大きくなっております。山林として管理したいということですので、よろしくをお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	他にはありませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
28番	申請番号3番についてですが、非農地証明扱いではなく4条の転用処理をされるのはどういうことですか。
事務局	植林は自ら意図をもって農地に杉の苗として植えておられますので、山林として管理される場合は転用が必要となります。非農地証明は、自然改廃し農地として使えない場合です。
1番	昔、転作で田に杉を植えることを指導された時期もありましたが、転用扱いはどうなりますか。
事務局	昭和50年代に転作が始まったところですが、転作として田に杉を植える場合は苗が転作対象でありまして、植林という扱いの場合は転用することとなります。農林振興課及び島根県農業会議に確認したところです。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。
議 長	「議第129号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第129号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第130号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
議 長	18ページをご覧ください。「議第130号農地法第5条の規定による許可申請について」です。

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は229㎡、権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、資材置場で廃材等置場を予定しておられます。転用理由は、「平成24年8月13日農地法許可により隣接地の墓地及び管理地を整備したが、その残地はほとんどが傾斜地であり、わずかな平坦地に家屋の廃材等置場を確保したい」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり218,000円、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。この案件ですが、図面の54ページをご覧ください。転用計画図にありますように〇〇町〇〇△△-△の内、平坦な場所20㎡を廃材等置場として計画しておられます。この土地の残地は実質のところ傾斜地でありまして、平坦な所は申請地しかありません。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は183㎡、権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、貸駐車場で駐車区画5台分を建設されます。転用理由は、「近隣住人より貸駐車場の要望が多数あり、申請地を譲り受けて駐車場(5区画分)を新設したい」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり10,928,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は、申請番号1番と同じです。</p>
議 長	<p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第130号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	よって、「議第130号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議題131号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>それでは議案書の20ページからご覧ください。「議題131号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は102件申請されておりまして、大東町31件、加茂町12件、木次町10件、三刀屋町20件、吉田町25件、掛合町4件であります。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、「議事参与の制限」に該当する申請番号17番、20番、51番、71番、99番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。14時45分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時31分から14時45分まで町ごとに協議)</p>
議 長	会議を再開いたします。
議 長	先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号17番、20番、51番、71番、99番を除く案件についてご審議いただきます。
議 長	大東町より順次発表をお願いします。
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
34番	木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
7番	三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。

発信者	議 事 要 旨
10番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
31番	掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号17番、20番、51番、71番、99番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号17番、20番、51番、71番、99番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号17番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	それでは、申請番号17番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表いただきます。
29番	許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号17番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号17番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号20番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号20番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表させていただきます。</p>
29番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号20番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号20番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号51番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号51番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を木次町より発表させていただきます。</p>
3 4 番	<p>許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということですがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号51番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号51番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(〇〇委員 着席)
議 長	次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号71番についてのみ審議いたします。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」ではありますが、〇番〇〇委員は本日欠席でありますのでこのまま審議に入ります。
議 長	それでは、申請番号71番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表いただきます。
7 番	許可妥当と判断いたしますので、よろしく願いいたします。
議 長	ただ今発表のとおり、許可妥当ということですがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。
	「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号71番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号71番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号99番についてのみ審議いたします。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号99番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を掛合町より発表いただきます。

発信者	議 事 要 旨
3 1 番	許可妥当と判断いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号99番については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第131号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」について、申請番号99番については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第132号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>それでは、「議第132号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。別添の農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。本日は、除外申請ということで、大東町は14件、加茂町は3件、木次町は3件、三刀屋町は11件、吉田町は6件、掛合町は8件ありまして合計45件につきまして説明させていただきます。一つずつ説明はしますが、墓地と電気通信施設に係る案件32件につきましては読み上げさせていただきたいと思います。</p> <p>まず大東町ですが、資料6ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は148㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は12ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は515㎡の内53.60㎡、電気通信</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は13、14ページです。</p> <p>次に整理番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は194㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は15ページです。</p> <p>次に整理番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は882㎡の内10㎡が墓地で残り20㎡が管理地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は16、17ページです。</p> <p>次に整理番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は882㎡の内20㎡、合併処理浄化槽(4m×5m)を設置される案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は18ページです。</p> <p>次に整理番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は683㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は19ページです。</p> <p>次に整理番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は176㎡、駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は20、21ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号8番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△地目は畑、面積は118㎡、97㎡、10㎡、宅地の拡張及び倉庫の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。この案件は既に倉庫が建っておりまして追認で処理させていただきたいと思っております。図面は23ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号9番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△地目は畑、畑、田、面積は190㎡、18㎡、263㎡、宅地の拡張及び駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。この案件は既に車庫が建っておりまして追認で処理させていただきたいと思っております。図面は25ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号10番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△地目は畑、面積は127㎡、142㎡、進入路及び車庫の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は26、27ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号11番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1,748㎡の内69.99㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は28、29ページです。</p> <p>次に整理番号12番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は262㎡の内10㎡、墓地で残り6㎡が管理地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は30、31ページです。</p> <p>次に整理番号13番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は117㎡の内37㎡、墓地管理地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は32、33ページです。</p> <p>次に整理番号14番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は778㎡の内288㎡、倉庫及び駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>ます。この案件は既に倉庫が建っておりまして追認で処理させていただきたいと思います。図面は35ページです。</p> <p>続きまして加茂町ですが、資料41ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は1,238㎡の内208.30㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は44、45ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は342㎡、作業場及び格納庫の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は46、47ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は181㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は48ページです。</p> <p>続きまして木次町ですが、資料54ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は659㎡の内281.96㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は57、58ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は田、面積は342㎡、56㎡、宅地の拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は59、60ページをご覧ください。</p> <p>整理番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は395.78㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は株式会社□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は61、62ページです。</p> <p>続きまして三刀屋町ですが、資料68ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は177㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は74ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は66㎡、宅地の拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は76ページをご覧ください。</p> <p>次に整理番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は547㎡の内10㎡、547㎡の内100㎡、墓地及び管理地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は77、78ページです。</p> <p>次に整理番号4番、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、面積は166㎡の内50㎡、122㎡、進入路及び駐車場の案件です。進入路は、申請番号5番の墓地へ行くための進入路です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は79、80ページです。</p> <p>次に整理番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は144㎡の内10㎡、144㎡の内15㎡、墓地及び管理地の案件です。事業計画者は□□□□さんで申請番号4番の□□□□さんとは親子関係です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は81、82ページ</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>ジです。</p> <p>整理番号6番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は769㎡の内67.99㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は株式会社□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は83、84ページです。</p> <p>整理番号7番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は1,402㎡の内61.37㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は株式会社□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は85ページです。</p> <p>次に整理番号8番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は7,564㎡の内10㎡、7564㎡の内27.7㎡、墓地及び管理地の案件です。また、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は532㎡の内102.13㎡、車庫も建設されます。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。この案件は既に墓地及び車庫が建っておりまして追認で処理させていただきたいと思っております。図面は87、88ページです。</p> <p>次に整理番号9番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は211㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は89ページです。</p> <p>次に整理番号10番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は1,427㎡の内88.18㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は90、91ページです。</p> <p>次に整理番号11番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は107㎡の内10㎡は墓地、107㎡の内6.66㎡は墓地管理地の案件です。また、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は36㎡、墓地管理地です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は92ページです。</p> <p>続きまして吉田町ですが、資料99ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は90㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。市の独自事業で政策企画部が担当し吉田町、掛合町の携帯電話のつながらない場所に無線基地局を設置されます。図面は102、103ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は畑、面積は68㎡、宅地の拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。次の整理番号3番の2筆と合わせて庭として利用されるものです。ただし、整理番号2番は5条申請です。この案件は既に庭として利用されていることから追認で処理させていただきたいと思っております。図面は105ページです。</p> <p>次に整理番号3番、〇〇町〇〇△△ - △、△△ - △、地目は畑、面積は63㎡、82㎡、庭として利用される宅地の拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。こちらの案件は4条申請です。この案件は既に庭として利用されていることから追認で処理させていただきたいと思っております。図面は106、107ページです。</p> <p>次に整理番号4番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は田、面積は81㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は108、109ページです。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>次に整理番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は118㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は110、111ページです。</p> <p>次に整理番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は85㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は112、113ページです。</p> <p>続きまして掛合町ですが、資料119ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は1,184㎡の内190.44㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は124、125ページです。</p> <p>次に整理番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は2,302㎡の内235.03㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は126、127ページです。</p> <p>次に整理番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は112㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は128、129ページです。</p> <p>次に整理番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は2,219㎡の内69.99㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□株式会社、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は130、131ページです。</p> <p>次に整理番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は173㎡、電気通信施設・無線基地局を設置される案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は132、133ページです。</p> <p>次に整理番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は1,071㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は134ページです。</p> <p>次に整理番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は118㎡、永年供養塔及び広場を建立される案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。この案件は既に永年供養塔として整備されていることから追認で処理させていただきたいと思っております。図面は136ページです。</p> <p>次に整理番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は110㎡の内10㎡、墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は137ページです。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更については「地域農業対策委員会」において、事前確認・現地調査等行なっております。</p>
1 番	<p>したがいまして、地域農業対策委員会より、会議の状況等についてご報告願います。</p> <p>それでは、先ほど農林振興課より説明のありました「農業振興地域の整備に関する法律に伴</p>

発信者	議 事 要 旨
1 番	<p>う農用地区域の変更」について、昨年度より地域農業対策委員会で事前に申請案件を協議することとなり、先般3月7日に地域農業対策委員会を開催しましたので、ご報告いたします。</p> <p>当日は、最初に申請案件の内容について、担当課よりそれぞれの町ごとに説明をいただき、変更要件であります、「代替する土地がなく」、「農作業の効率化を損なうこともなく」、「担い手或いは施設の有する機能に支障がなく」又、「国が行う事業或いは土地改良事業などが実施されていない」などを全て満たしているのか確認し、協議を行ないました。</p> <p>また、面積の大きい農地、或いは1種農地の中で、特に現地確認の必要があると思われる箇所はありませんでしたので、今回は現地確認をしておりません。事務局から説明がありましたように墓地と電気通信施設・無線基地局を設置される案件が大半を占めております。</p> <p>それぞれの委員からは活発に意見等いただき、熱心に協議をいただきました。既に転用されており追認処理を行う案件等ありました。協議の結果、地域農業対策委員会としては、今回申請のありました案件全てについて、特に問題は無いものと判断しましたことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
3 3 番	<p>掛合町の整理番号7番、永年供養塔等を建立される案件についてです。事業計画者が個人ですが、法人として転用申請される方が適切と思います。</p>
2 2 番	<p>担当農業委員として説明させていただきますと、申請者はお寺の本山と協議もされましたが、「手続きのことや永年供養塔が既に建立されているなど法人での申請は難しかった」ということです。総合的に判断して「止むを得ない」という判断をいたしました。</p>
3 3 番	<p>宗教法人の財産取得に関し、本山の許可が難しかったということですね。了解しました。</p>
7 番	<p>掛合町の整理番号7番についてですが、119ページの事業計画者は□□□□とありますが、図面132、133ページの説明は□□□□株式会社と記載されておりますので確認します。また、電気通信施設・無線基地局設置を市が行う事案と□□□□株式会社のように民間事業者が行う場合の違いは何ですか。</p>
農林振興課	<p>図面132、133ページの事業計画者は□□□□に訂正をお願いします。山間部で携帯電話がつかないところにつきまして、民間事業者が設置されないところは市の方で独自に電気通信施設・無線基地局設置を行っております。今年度、政策企画部情報政策課で整備されております。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第132号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第132号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、4月の総会は4月23日(木)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農地の利用状況調査結果報告について (2) 平成24年度農業委員会活動の点検・評価及び平成25年度活動計画について (3) 平成25年度雲南市標準農作業料金検討協議会委員(委託農家の代表・受託農家の代表)の選出について (4) 平成24年度農業委員活動記録カードの提出について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____